

寝屋川市立保育所及び認定こども園の午睡用寝具及び紙おむつの定額利用サービスに係る募集要項

1 目的

「寝屋川市立保育所及び認定こども園の午睡用寝具及び紙おむつの定額利用サービス」を行う事業者を募集します。

同サービスを導入することにより、寝屋川市立保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の保護者の利便性の向上及び負担軽減に寄与することを目的とします。

2 事業の対象施設

以下の保育所等に通う児童

施設名	住所	定員
さくら保育所	寝屋川市対馬江西町 15 番 16 号	120 名
たんぼぼ保育所	寝屋川市打上南町 2 番 1 号	120 名
さつき保育所	寝屋川市三井が丘 4 丁目 10 番 1 号	150 名
さざんか保育所	寝屋川市寿町 15 番 6 号	150 名
コスモス保育所 (令和 6 年 4 月からまあぶるこども園星の学舎へ移行予定)	寝屋川市長栄寺町 22 番 13 号	90 名
あざみ保育所 (令和 6 年 4 月からまあぶるこども園月の学舎へ移行予定)	寝屋川市下木田町 16 番 53 号	120 名

※ 5 歳児は、小学校入学に向けて、年度途中から午睡が無くなるため午睡用寝具が不要になります。

※ 定員は、利用者数を示すものではなく、対象となる児童数であり、入退所の状況により増減します。

3 事業実施期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

※利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえて、実施期間満了前にサービスを終了する可能性がある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施してサービスを継続する可能性がある。

4 業務の基準

- (1) 保育所等に通う児童を対象とし、保護者の希望に応じて午睡用寝具、紙おむつ又はその両方を有料にて提供すること。
- (2) 業務の提供にあたっては、入所児童の安全面・衛生面に留意するとともに、納品や交換などを行う時は、保育環境への影響が最小限となるよう配慮すること。
- (3) 業務の提供にあたっては、事業者と保護者との直接契約とし、サービスの利用は保護者の任意とする。

5 応募の資格

次の要件を満たしている法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 公祖課税を完納していること。
- (3) 寝屋川市暴力団排除措置要綱第2条に掲げる暴力団員又は暴力団関係者のいずれにも該当しないこと
- (4) 過去5年間において、同様の事業実績（教育・保育施設）があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、以下のとおり電子メールにて行う。

- (1) 質問がある場合は、質疑兼回答書（様式6号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで寝屋川市こども部保育課宛てに提出すること。連絡の際は、メール件名を「午睡用寝具及び紙おむつの定額利用サービスに関する質問」とすること。

・受付期間：令和6年1月10日（水）から令和6年1月24日（水）まで

- ・提出先 : 寝屋川市 こども部 保育課
- ・E-mail : hoiku@city.neyagawa.osaka.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑兼回答書により、令和6年1月26日（金）までに、すべての質問者に電子メールで行います。

7 募集期間及び募集方法

- (1) 募集期間 令和6年1月10日（水）から令和6年2月5日（月）まで
- (2) 提出書類

提出書類一覧のとおり

ただし、寝屋川市に登録のある事業者については一部提出が不要です。

- (3) 提出方法等

提出期限 令和6年2月5日（月）17時まで（必着）

提出先 寝屋川市 こども部 保育課

提出方法 正本：郵送又は持参（いずれも必着）

電子データ：電子メール

提出部数 正本1部及び電子データ

8 選考方法

サービスの提供内容や金額などに基づき、あらかじめ評価委員と選考基準を定めて、その基準に基づき評価し決定します。

9 選考結果の通知について

- (1) 選考結果通知予定日 令和6年2月13日（火）
- (2) 通知方法 選考結果通知書において、結果のみ通知します。